

台湾・香港向け情報発信業務委託仕様書

1 事業の目的及び趣旨

昨今の訪日外国人旅行客数が日本全国や新潟県でコロナ禍前を上回っている中、本市においては、コロナ禍前を上回ることができていない。海外現地における本市の認知が不足していることが最大の要因と考えている。

これを踏まえ、佐渡市の多様な観光資源を、台湾および香港市場において絶大な影響力を持つインフルエンサーを通じて戦略的に発信することで、現地における本市の認知度の向上を図るとともに、本市への来訪意欲を喚起することを目的とする。

2 委託業務の名称

台湾・香港向け情報発信業務

3 委託期間

委託締結日から令和9年2月26日（金）

4 委託料の上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、委託料には、企画立案・ツアー実施・情報発信・事業報告等、一切の経費を含む。

5 ターゲット

- ・台湾・香港に住む、訪日意欲の高い30代～50代のFIT層
- ・その土地ならではのゆったりとした滞在を好む層

6 委託業務の内容

(1) インフルエンサーの招請及び情報発信の実施

台湾及び香港市場において訴求力のあるインフルエンサーを本市に招請して取材を行い、本市の魅力的な観光コンテンツの情報発信を行うこと。

ア インフルエンサーの選定

- ・ターゲット層に訴求力のあるインフルエンサーを台湾・香港からそれぞれ1名以上（計2名以上）選定すること。なお、インフルエンサーの居住地は問わない。
- ・台湾・香港現地にSNSのフォロワーを有し、旅行者目線での発信ができ、閲覧者に具体的な旅行行動を促進するような発信力・影響力を有する者を選定すること。
- ・主とする発信媒体のフォロワー（YouTubeの場合はチャンネル登録者数）が100,000人程度おり、旅行記など同様の投稿内容に対するエンゲージメント率が3%程度の者を目安として招請すること。

イ インフルエンサー招請の企画及び手配

- ・招請は、令和8年10月末までを目安に実施すること。ただし、天候等の状況によっては委託者と協議の上、日程を変更することも可能とする。
- ・佐渡市での滞在が2泊3日以上招請を1回以上実施すること。台湾・香港両市場のインフルエンサーを同時に招請しても構わないが、各市場の特性に合わせて、コンテンツの魅力が伝わるように留意すること。
- ・情報発信のテーマをふまえて、アクティビティや体験等を行程に盛り込み、取材行程を提案すること。
- ・歴史文化や風景、食事などを通じ、本市ならではの魅力を感じることができる旅館・ホテルなどの施設を選定することとし、客室は原則1名1室利用とすること。
- ・宿泊先、取材先、交通事情等を勘案し、貸切車両等を利用して、円滑な移動ができるように手配、調整すること。
- ・取材許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、取材に係る関係機関との一切の調整は受託者が行うこととし、関係者への説明にあたっては、佐渡市が実施する事業であることや事業の趣旨等をよく説明すること。
- ・全行程を通じ、取材先で十分な説明を受けられるよう、必要に応じて通訳者及びガイド等を手配すること。
- ・招請期間中は、被招請者においてSNS等による取材内容の情報発信が常時可能となるよう、Wi-Fi ルーター等の通信環境を整えること。
- ・被招請者が無理なく安全に行動できる行程とし、被招請者は、招請中、必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入すること。

ウ インフルエンサー招請の実施

- ・本事業を円滑に実施できるよう、運営管理者として最低でも1名は同行すること。
- ・取材中の写真撮影等については、被招請者以外の映りこみに留意することとし、周囲に被招請者以外の人がいる場合、台湾及び香港向けの情報発信のための取材である旨を口頭で周知・掲示する等、必要な対応を行うこと。

エ インフルエンサーによる情報発信

- ・取材後、インフルエンサーが強みとする発信媒体（SNS、Youtube等）で情報発信を行うこと。
- ・ターゲット層が新潟県を来訪したくなるような情報発信となるよう、手法や内容、発信タイミングなど、全体概要が確認できる資料を作成し、佐渡市と協議すること。
- ・情報発信前に発信内容を日本語で佐渡市に報告すること。

- ・情報発信時の使用言語は中国語（繁体字）とする。
- ・情報発信回数は8効果測定に記載のKPIを参考に提案すること。
- ・本事業における発信内容については、記事等の投稿後に日本語に翻訳し、電子データで速やかに報告すること。
- ・本事業における発信内容については、令和5年10月1日より施行された景品表示法第5条第3号の規制対象とならないよう、ステルスマーケティング対策を行うこと。具体的には、佐渡市が依頼主であること、佐渡市から金銭の授受や物品・サービスの提供を受けていることを、情報発信時に明示させること。

(2) 自由提案

本仕様書に定める業務内容に加え、事業予算内で独自の自由提案を行うことができる。本業務の趣旨を踏まえて、台湾及び市場における本市の認知度向上、本市への誘客促進に向けた効果を最大化させるために有効な取組を提案し、具体的に記載すること。

7 留意事項等

本事業で配信、投稿した素材を佐渡市が国内外に紹介する目的で使用する場合は、原則、無期限及び無償で二次利用可能なものとするが、その性質上、利用が困難と認められない場合は、委託者と受託者が協議の上、利用の可否等を決定する。

8 効果測定の設定

下記項目をKPI（成果指標）として設定し提案すること。ただし、アウトカムの測定がリーチ数で計測できない場合は、適切な指標を独自に設定すること。

(1) インフルエンサーによる情報発信

ア アウトプット

記事投稿回数（各媒体の特性に準じて提案すること）

イ アウトカム

台湾：招請者による投稿合計でリーチ数50万回以上
エンゲージメント率3%以上

香港：招請者による投稿合計でリーチ数50万回以上
エンゲージメント率3%以上

※ユニークユーザーの閲覧数を算出すること

(2) 自由提案

6(2)における自由提案内容に合わせて、適切なKPIを提案すること。

9 成果物の提出

(1) 納入期限

ア 本業務の実施内容、配信結果、課題、提言等を整理した事業報告書及び

インフルエンサーが情報発信時に利用した素材（二次利用可能なもの）を以下の期限までに納入すること。

期限：令和9年2月26日（金）

イ アの期限に関わらず、本事業における情報発信実施後に、各投稿の内容、成果、KPI の進捗状況を記載した速報レポートを簡潔に作成して委託者に報告すること。

(2) 納入場所

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課

(3) 納入方法

ア (1)アの最終事業報告書

実施内容・結果等をまとめた報告書及び提言（A4）

※PDF ファイルで納入すること。

※様式は任意とするが、視覚的に認識しやすいものと文字説明を組み合わせ、大冊にならないように簡潔明瞭にまとめること。

イ (1)イの速報レポート

A4 サイズを基本にメール提出すること。

10 再委託

原則、業務は委託業者が実施すること。業務の再委託を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

11 その他

- (1) 受託者は、委託者との協議の上、業務を進めること。
- (2) 受託期間中は業務の進捗状況を定期的に報告すること。
- (3) 当事業において取り扱う個人情報については、個人情報保護法及び佐渡市個人情報保護条例に準じて、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は全て委託者に帰属する。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に定めのない事項については、佐渡市と受託者が協議の上、決定する。